平成十二年地共済改正法附則第十一条第三項	平成十二年地共済改正法附則第十一条第四項	
係る	、法	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率
同法第二条	長期給付」と、「組合員期間	第七十九条第一項第一号中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・七六九」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同項第二号ロ中「千分の一・一五四」とあるのは「千分の一・二三八」と、第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間」とあるのは「基準日後組合員期間の月数と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の五・七六九」とあるのは「千分の七・六七」と、同項第二号ロ中「千分の一・一五四」とあるのは「千分の一・二三八」と、第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同項第二号ロ中「千分の一・一五四」とあるのは「千分の一・二三八」と、第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間」とあるのは「基準日後組合員期間の月数と、第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象